

ITツールやテレワーク機器に 補助金を活用できます！

導入経費の
3/4
を補助



ー IT導入補助金C類型 ー

パソコン・タブレット・スマートフォンなどのレンタル料（最大1年分※）が補助対象です。
補助率 **3/4**、最大 **450万円**の補助金が活用可能です！お早めにお問合せ下さい！

※ 補助金の制限期間のある1年経過後に、ご希望がありましたらそのままレンタル機器を安価に買取が可能です。

補助金額

例：必要経費220万円(税込)の場合、補助額は150万円

※補助額は税抜き金額に対する3/4です



レンタルという事は、返却をしなければいけないの？

厳密には、1年経過後にレンタル品をご購入頂く事となると思いますので、ほんのお気持ち程度の譲渡代金を追加でお振り込みいただく事になると思います。
(現時点で価格を決めてしまうとレンタルではなくなってしまったため1年経過後に確定します)。

IT導入補助金「特別枠」とは？

昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等)に取り組む事業者によるIT導入等を優先的に支援するために創設されたものです。

IT導入補助金について

中小企業等の生産性を改善することを目的として、ITツール導入を支援する補助金です。

補助率・補助額について

対象：中小企業・小規模事業者等
補助率：1/2 → 最大3/4に拡充
補助額：30～450万円



株式会社
エヌビーシー

〒257-0035 秦野市本町2-1-27内藤ビル3F

お気軽にお問合せください

☎ 0463-73-5110

受付時間
10:00～15:00
※土日祝日は除く

✉ top@naito-bc.com HP: <https://naito-bc.com/>

補助対象について

補助対象比較表

2020年のIT導入補助金は「通常枠(A類型、B類型)」と、コロナ対応費用を助成する「特別枠(C類型)」があり、C類型はさらに「C類型-1」「C類型-2」に分類されています。

	類型	補助金申請額	補助率	プロセス数	ツール要件(目的)	賃上げ目標	補助対象	
							ソフトウェア費導入関連等	ハードウェアレンタル費用
通常枠	A類型	30~150万未満	1/2	1		加点	○	×
	B類型	150~450万以内		4		必須		
特別枠	C類型-1	30~150万未満	2/3	1	「甲:サプライチェーンの毀損への対応」のみ導入	加点	○	○
		150~450万以内				必須		
	C類型-2	30~300万未満	3/4		「乙:非対面型ビジネスモデルへの転換」 「丙:テレワーク環境の設備」のどちらか一つ以上導入	加点		
		300~450万以内				必須		

補助事業者サポート費用

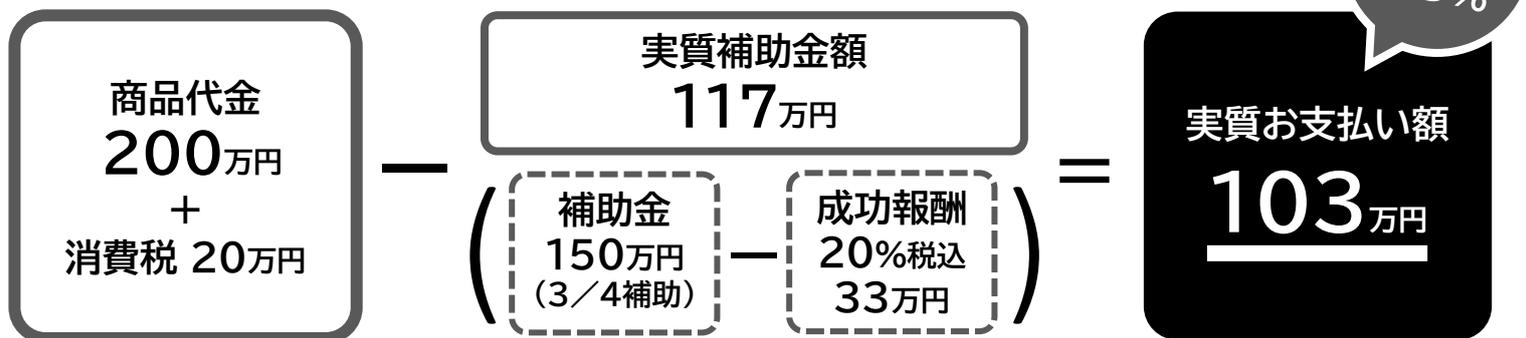
当社は補助金の支援業務を行っております。
お客様（『IT導入補助金』の補助事業者様）の交付申請をサポートいたします。

補助金交付決定額の20%(税抜)

※ 着手金なし。不採択の場合、料金は一切いただきません。
詳細な条件等についてはご相談ください。

導入シミュレーション

C類型-2のシミュレーション（購入代金220万円税込み）



非対面ビジネス・テレワーク導入の為に機器を導入する場合は、**3/4の補助**が受けられます。
商品代金220万円(税込みが実質103万円での利用が可能です。

予算がなくなり次第終了！急いでお申し込みください！

申請締切は8/31(月)迄となっていました、**9/30(水)**迄延長されることになりました。
 次回の締切は8/31(月)、現時点での最終締切は**9/30(水)**となります。
 ただし、補助金枠が決まっており、使い切った時点で終了(最終公募がされない可能性あり)となりますので、ご検討中の企業様はお早めにご連絡ください！

IT導入補助金対象となるハードウェア一覧

①パソコン、ノートパソコン

- MacBook pro (Apple)
 - Surface laptop (マイクロソフト)
 - Surface book (マイクロソフト)
 - VAIO SX (ソニー)
 - Thinkpad X1 Carbon (レノボ)
 - レッツノート LV (パナソニック)
- など

②タブレット

- iPad pro (Apple)
 - iPad air (Apple)
 - Surface go (マイクロソフト)
- など

③スマートフォン

- iPhone11 pro Max (Apple)
 - iPhone11 pro (Apple)
 - iPhone11 (Apple)
 - iPhoneSE (Apple)
- など

④テレビ

- ブラビア KJ-55A8H (SONY)
 - REGZA 55M540X (東芝)
- など

⑤モニター

- FlexScan EV2795 (EIZO)
 - U4320Q (Dell)
 - 34GL750-B (LG)
- など

⑥スピーカー

- Home Speaker 500 (BOSE)
 - Portable Home Speaker (BOSE)
- など

⑦イヤホン

- airPods pro (Apple)
 - airPods (Apple)
- など

⑧カメラ、ビデオカメラ

- デジタル一眼カメラ α ILCE-7M (SONY)
 - EOS Kiss (Canon)
- など

⑨WEBカメラ

- 4K Pro Magnetic Webcam for Pro Display XDR (Logicool)
 - C922n (Logicool)
- など

⑩プリンター

- MF743Cdw (Canon)
 - EW-M770T (EPSON)
- など

⑪その他ツール

- WiFiルーター
 - マイク
 - プリペイドSIM
- など

IT導入補助金 よくあるご質問 (1)

Q 補助金はどのくらいで入金されますか？

IT導入補助金は、交付申請を行い交付決定(採択)を受けた後、実績報告を行い、事務局が審査のうえ補助金確定通知を発送します。
この通知が届くと間もなく補助金が振り込まれます(通知から遅くとも1か月以内となっています)。これまでの実績だと、実績報告を行ってから概ね1か月程度で確定通知が届くことが多いので、混み具合によっても異なりますが、実績報告から概ね2か月以内には振込があると考えられます。
実績報告にあたり、消費税を含む補助対象経費全額を振り込んだ振込控をアップロードする必要がありますので、先にお金を払ってからしか実績報告ができませんのでご注意ください。資金的に心配な方は融資をご活用頂くようよろしくお願い致します。

Q 法人ではなく、個人事業主ですが申請対象になりますか？

IT導入補助金の対象は、主に中小企業・小規模事業者などです。1度以上確定申告(確定申告書B税務署収受印付きの控えが必要)を行って納税証明書が取得できれば、問題なく申請が可能です。
会社の方であっても、1度以上法人税の確定申告をしていれば納税証明書が取得できますので申請可能です。逆に、納税証明書が取得できない場合は申請できません。

Q IT導入支援事業者は1社しか選べませんか？

複数のIT導入支援事業者と申請を進めることはできません。
最も御社にニーズに合ったITツールやレンタル品を扱うIT導入支援事業者を選択のうえ、申請を進めてください。なお、各IT導入支援事業者はコンソーシアムを組むことで複数のIT導入支援事業者の扱うITツールをとりまとめて申請することができますが、まだ少数のようです。
IT導入支援事業者を変更する場合は、きちんと連絡をした後、申請マイページで「交付申請破棄」を行えば、新たに別のIT導入支援事業者と申請を進めることができます。既に交付申請書を提出してしまった場合は、不採択結果が出ない限りそのIT導入支援事業者と事業を進めていただくことになります。

Q 代理申請と聞きましたが、gBizIDと資料を渡したら全部やってもらえますか？

IT導入支援事業者は、申請者といわば共同事業体として補助金の申請・報告などを行います。
gBizIDの管理は申請者しか行えませんので(SMSによるログイン認証が必要です)、申請マイページの入力をご自分で行っていただく必要があります。
もちろん、内容を確認してアドバイスはさせていただきますが、基礎情報の入力など最低限のことはやっていただかないと申請に至りません。当社でご支援させていただきますので、初めての方でもスムーズに申請可能です。

Q 申請のサポート費用はどのくらいですか？

当社は補助金申請のサポート業務を行っておりますので、サポート申込書を頂いてから支援を行っております。
サポート費用は成功報酬20%(税別)で、着手金無しの後払い制となっております。これは、事前にお金を払って頂いたり、当社の利益がITツールに載っていると、しっかりと補助対象経費を使っていただく事ができなくなってしまうため、まずは補助対象経費にお金を使って頂きたいという考えです。補助金が入金されましたら当社のサポート費用をお支払い頂きますので、実質的に受け取った補助金の中からお支払い頂けます。

Q 納税証明書はどのように取得したら良いですか？

法人の場合、直近の決算期の「法人税」の納税証明書その1またはその2いずれかの取得が必要で、発行から3か月以内のものである必要があります。代表者本人が税務署に代表印と身分証明書を持参して取得するのが最も早いですが、郵送や代理人による請求も可能です。様式や詳細は(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)をご覧ください。

IT導入補助金 よくあるご質問 (2)

Q レンタル品は従業員の数以上でも良いのでしょうか？

補助金は国の予算で運営される公的支援制度です。しっかりと事業に活用することで生産性を高め、かつ新型コロナウイルス感染症対策としての非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワーク環境の整備の為に使っていただく必要があります。役員分である事が確認できるなど説明が付くのであれば良いですが、当社から見て転売目的であると認められる場合は、台数を制限させていただくことがあります。

Q 一覧にないレンタル品やソフトを追加できますか？

当社で取扱いが可能なものは追加可能です。ITツールの場合、直接購入でなければいけないものや、代理店に登録しなければいけないものは追加をお断りさせていただいております。

レンタル品は種類に制限がありますので、「デスクトップ型PC、ラップトップ型PC、タブレット型PC、スマートフォン、WEBカメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター(Wifiルーター、アクセスポイント等)、ディスプレイ、プリンター、キャッシュレス決済端末及び付属品」以外のものは追加することが不可能です。現時点で、事務局の審査には概ね3日程度かかっています(今後、もっと時間がかかることが予想されます)

Q オススメのITツールはありますか？

当社では、テレワークですぐにご利用できる「マネーフォワードクラウド法人ビジネスプラン(年額)」をオススメしています。また、当社からのキャッシュバックなどは一切禁止されていますが、マネーフォワード社は独自に「テレワーク補助金キャンペーン(<https://biz.moneyforward.com/campaign/telework-subsidy/>)」を行っております。しっかりと使っていただく事が要件になりますが、後日Amazonギフト券で5万円が戻ります(6/1~8/31)。また、クラウドツールの加点や、4プロセス分の機能が登録されていますので、採択されやすいという効果も期待できます。

Q 例えば200万円(税別)のITツールとハードウェアレンタル品を購入すると実質いくらになりますか？

ITツール・ハードウェアレンタル品200万円(税別)を使った場合

$200\text{万円(税抜)} \times 75\% = 150\text{万円(補助金)}$ ※採択が必須

当社の支援報酬(補助金入金後の後払い) $150\text{万円} \times 20\%$ (税別) = 33万円(補助金の対象外経費)

事業に必要な経費200万円+消費税20万円を使うことで、117万円(150万円-33万円)がもらえることとなりますので、 $220\text{万円(税込)} - 117\text{万円} = 103\text{万円}$ で導入できたこととなります。

さらに、法人税などの全額損金になり、支払った消費税部分は消費税額控除も使えます(一般課税の場合)。

※厳密には1年経過後にレンタル品をご購入頂くと思いますので、ほんのお気持ち程度の譲渡代金を追加でお振り込みいただく事になると思います(現時点で価格を決めてしまうとレンタルではなくなってしまうため1年経過後に確定します)。

Q IT導入補助金を申請するにあたり何かデメリットがあれば教えてください。

IT導入補助金は、ITツールやハードウェアレンタル品を導入して、1年以内に解約してしまうと補助金が全額返金となってしまいます。そのため年払いでお受けしています。

補助金(C類型-2の場合)が300万円以上の場合、今後3年間、給与支給総額(役員報酬を含む)を年率1.5%以上増額させ、かつ事業所内で最も時給換算額が安い方の時給を、地域別最低賃金+30円の水準に維持して頂く必要があります(従業員に表明していただきます)。これが達成できない場合は、原則として補助金の返還義務が出る場合がありますのでご注意ください(一定の例外あり)。

補助金が300万円未満の場合は加点要件に変わり、特に返還はありません。

また、関係資料は5年間保存が義務となりますので、なくさないようにご注意ください(当社でもPDFデータを保存しています)

株式会社 エヌビーシーについて

株式会社エヌビーシーは、Naitoグループの一員として、人事労務部門の課題解決のためのコンサルティングを行う会社です。補助金を利用した各種ITツールの導入支援コンサルティング、人事評価制度構築コンサルティング、人材採用コンサルティング、Pマーク/ISMS認証取得支援を得意としています。

当社は、「IT導入補助金2020」におけるIT導入支援事業者に認定されており、神奈川県においてIT導入補助金を利用したITツールの導入を積極的に行っています。

Naitoグループ(株式会社エヌビーシー、Naito事務所社会保険労務士法人、行政書士内藤事務所)は、神奈川県でも随一の助成金及び補助金を利用した資金調達のご支援実績を持っています。

会社概要



株式会社エヌビーシー

会社名	株式会社 エヌビーシー
所在地	〒257-0035 神奈川県秦野市本町2-1-27 内藤ビル3F
設立	2016年6月13日
TEL	0463-73-5110
FAX	0463-82-1179

IT導入補助金2020について

「IT導入補助金2020」は、過去のIT導入補助金と比べて大きく違い、「ハードウェアのレンタル」が補助金の対象となりました。

「非対面型ビジネスモデルへの転換」もしくは「テレワーク環境の整備」を実施するために必要なハードウェアが対象となっており、これはコロナウイルス感染症対策のための施策を行うとする企業を支援するためのものです。

そのため、ハードウェアが補助対象となるのはコロナの影響を受ける今年限りですのでご注意ください。

IT導入補助金は、申請を行い、補助金の交付決定が決まった後に、ITツールの導入費用を支払う流れとなります。

交付決定が出るまで費用は一切かからず、交付決定(補助金が出ること)が確定してからITツールを導入するため、事実上、申請によるデメリットはありません。もし、交付決定がもらえなかった場合は、ITツールを導入する必要はなく、また、当社への報酬も発生しないため、同じく費用は発生しませんので安心して申請することが可能です。

ハードウェアの導入での申請件数はかなり多くなっており、採択率も大幅に下がっています。また早くに補助金の予算を超過する可能性があります。ご興味のある方は、早めのお問い合わせをお願いします。



IT導入支援担当者
酒井教彰



株式会社
エヌビーシー

〒257-0035 秦野市本町2-1-27内藤ビル3F

お気軽にお問合せください

☎ 0463-73-5110

✉ top@naito-bc.com

HP: <https://naito-bc.com/>

受付時間
10:00~15:00
※土日祝日は除く